

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 野崎 清志

署名委員 大山美智子

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年9月25日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	1前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清志	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

住用分室主幹 原 俊三

笠利分室長 朝 至和

6. 報告事項

出張報告：平成29年度農業者年金加入推進特別研修会
持分過半の同意による利用権設定について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の
決定について

議案第65号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第66号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第67号 平成29年度加入推進計画の承認について

協議事項

(4) その他

10月総会日程について

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第9回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、8番野崎清志委員と9番大山美智子委員
の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第62号から議案第67号までの
6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と
いたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長
を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

	<p>(議長交代)</p>
議長	<p>(松崎会長代理) 事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.34につきましては、生前贈与による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は新規で9ページには営農計画書も添付されており、取得地には野菜、タンカン等を植栽する予定で、問題はないものと判断いたします。</p> <p>No.35につきましては、売買による所有権の移転でございます。23ページにありますように受人は生姜、サトウキビを286.4アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.36につきましては、贈与による所有権の移転でございます。34ページにありますように受人はバナナ等15.9アール栽培しており、取得地にもバナナ、タンカンを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.37につきましては、贈与による所有権の移転でございます。44ページにありますように受人はサトウキビを186.3アール栽培しており、取得地にはサトウキビ、スモモを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.38につきましては、贈与による所有権の移転でございます。54ページにありますように受人は新規で62ページには営農計画書も添付されており、取得地には観葉植物を植栽する予定で、問題はないものと判断いたします。</p> <p>No.39につきましては、売買による所有権の移転でございます。66ページにありますように受人は新規で71ページには営農計画書も添付されており、笠利地区の利用権設定No.13を含めて下限面積をクリアする事になります。取得地にはタンカン、バナナを植栽する予定で、問題はないものと判断いたします。5条許可申請のNo.27との関連もでございます。</p> <p>以上6件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たし</p>

<p>議長</p>	<p>ていると思われます。以上です。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>1番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.34の調査報告をいたします。</p> <p>昨日の午前中12時前に長浜の自宅に訪問しまして本人と面会しまして聞き取り調査をいたしました。渡人は95歳と高齢で足腰も弱っており何も作れないので、もう子供に全部任せるという事で申請し間違いございませんという事でした。ある程度放っておいた畑もあって原野化するものもあるので非農地証明願いで出さなければいけないのではないかというお話をされていました。なお、「第2項第1号、第2項第4項、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p>
<p>2番</p>	<p>(西委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.34の土地について報告いたします。</p> <p>9月22日(金)朝8時頃知名瀬の申請地の方で渡人とその妹と三人で畑を回りました。16ページからをご覧ください。仲袋の土地ですがここはもう何年も農業をしていなくて雑木が2メートル以上生えていて周りの土地も原野化してしまっていてこの土地も見た目は殆ど原野でした。17ページの門田の土地は農道沿いにあり周りは防風林に囲まれて植木が50本程植えられています。もう1筆も農道沿いで防風林に囲まれてタンカンが10本植えられていました。18ページの深田の土地は農道から200メートル程行った所の農道沿いにあります。竹による防風林があってタンカンが10本植えられていました。20ページの坂元の土地は本当に山の上で道路もなく歩いて山に登りました。こちらは何年も手を付けていなくて原野化の状態です。2メートル以上の雑木が立っていました。21ページの土地も先程と同じ様に道路がなく歩いて山に登って行きました。やはり原野化しており2メートル以上の雑木が生えていました。以上です。</p>
<p>10番</p>	<p>(中棚委員)</p>

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請No.35の所有権移転（売買）の渡人について報告します。

9月19日夕方5時頃自宅に伺いましたが留守のため夕方6時30分頃に電話にて書類の確認をしました。所有権移転（売買）と対価について話しを伺い、所有権は譲渡人にあり父の農業者年金の関係で自分に登記をしておりますが、畑の管理については長男が管理をしているという事で、後日9月21日午前9時30分頃に現地確認に私も同席立ち会いし、長男にも書類の確認をしました。書類のとおりであります、よろしく願いますとの事でした。以上です。

13番

（土浜委員）

議案第62号No.35農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

9月21日午前9時40分頃受人と申請地にてお会いして話しを聞く事が出来ました。土地を取得してサトウキビを栽培していくとの事でした。申請書の内容等については間違いのない事でした。

土地については資料の28ページをご覧ください。県道用安バイパス信号機から喜瀬方面へ向かい坂の頂上付近を龍郷方面へ入った所にあり、現在はサトウキビが植えられていました。渡人が収穫した後に引き続きサトウキビを栽培していく予定だそうです。周辺は殆どキビ畑でした。なお、「第2項第1号、第2項第4項、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

6番

（前田委員）

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請No.35の土地について調査報告いたします。

用安の土地については今土浜委員の方からございましたとおりですが、私は喜瀬の2筆について9月21日10時頃土浜委員、中棚委員と譲渡人の兄とで確認しました。土地は30ページのとおりで現在天地返しの状態でした。以上です。

農地法第3条の規定による許可申請No.36の譲受人、譲渡人、土地について報告します。

9月20日午後4時より午後4時20分まで調査しました。33ページの申請書のとおり譲渡人は大正6年生まれの100歳で現役の農業者で元気いっぱいの農家です。譲受人は娘で55歳で贈与です。譲渡人の自宅に

において両者に確認しました。申請書のとおり間違いないという事でした。

土地は基盤整備地区より外れた圃場です。41ページをご覧ください。畑はタンカンが8本程度植栽されバナナも植えてあり、また一部には冬瓜やニラ等が栽培されており管理良好です。なお、「第2項第1号、第2項第4項、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

13番

(土浜委員)

慰安第62号No.37農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

9月21日昼休み受人の自宅へ伺ったのですが会えず、夕方7時頃受人から電話での聞き取り調査を行いました。弟が体調を崩して仕事が出来ないので申請地を取得してサトウキビを栽培していく予定だそうです。申請書の内容等については間違いないとの事でした。

9月21日午後1時に渡人の自宅へ伺いました。渡人は体調を崩して入院しているとの事で母親から話しを伺いました。渡人は入退院を繰り返していてとても農業が出来る状態ではないとの事でした。申請書の内容等については母親の目の前で兄弟が話し合っただけで決めた事ですので間違いないとの事でした。

土地については資料の50ページをご覧ください。9月21日午後2時頃現地を見に行きました。1筆は節田集落から平集落入口を赤木名方面へ入った所にあり、現在は遊休地となっていました。隣の大きい畑は受人のキビ畑で周りも殆どキビ畑でした。もう1筆は平集落の中にあり現在は更地になっていました。周りは住宅でした。なお、「第2項第1号、第2項第4項、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

議案第62号No.38農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

9月21日午前10時喜瀬集落の申請地にて会う予定でしたが会えず、受人宅へ伺ったのですが留守で夕方7時30分頃電話での聞き取り調査を行いました。父親から土地を取得して観葉植物を栽培していくとの事でした。父親は体調を壊して大阪の方へ行っているという事で全て息子である受人が土地を取得して引き続き観葉植物を栽培していくという事でした。申請書の内容等については間違いないとの事でした。

土地については資料の60ページをご覧ください。9月21日午前10時

50分頃現地を見に行きました。県道用安バイパスに面した所にあり現在観葉植物が植えられていました。隣はキビ畑ですが奥の方は谷になっていました。なお、「第2項第1号、第2項第4項、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局

(朝笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.38の渡人について調査報告をいたします。

9月22日午前10時頃渡人が大阪市在住という事で電話にて渡人に申請内容の確認を行いました。渡人は今年4月に大阪の娘の所に行き、現在施設に入所しており、今回島で農業が出来ないという事で子供に贈与したとの事です。以上報告を終わります。

6番

(前田委員)

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請No.38の喜瀬の土地について報告いたします。

9月21日午前10時20分頃土浜委員と現地調査をしました。この土地につきましては現在観葉植物のドラセナが植栽されておりました。管理も良くされております。以上です。

15番

(吉委員)

農地法第3条のNo.39について調査報告をいたします。

9月20日の午前10時に渡人、受人と会い申請の出ている現地を確認し、申請書についても内容確認をいたしました。受人は現在会社勤めではありますが意欲的に農業に取り組み、親戚である渡人の畑でタンカン、バナナ等を栽培しており、今後も兼業農家としてやっていきたいとの事でした。

次に渡人は、高齢のため農業が大変になり申請書の農地を受人に売買する事になり、対価等については地元の価格に合わせたとの事で、申請書の内容については間違いのないとの事でした。

土地については現在もタンカン、バナナが栽培されており、今後も土地が車が通る道もなく段々畑のため果樹を植えていきたいとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4項、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告をいたします。委員の皆様のご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸お聞きしたいのですが、No.34の土地について3ページを見ると非常に大きな土地がありますね。こういった所が使えないとなったら流動化で貸すとかいう話しはないのですか。本人が出来なければこのまま先程非農地という話しもあったのですが、これ程の農地を非農地にするのは勿体ない様な気もするのですが、現地を見た方しか現地の状況は分かりませんが、貸してもらえるとかそういう話しとかはないのでしょうか。</p>
2番	<p>(西委員)</p> <p>話しを聞きますと今は登記を息子さんに回して、広い土地はタンカン等を植えて綺麗にして草も一つも無い様な状態ですが、先程も説明しました様に山の上の方は周りに雑木が多く原野化しており、一寸歩くにしても高齢になると大変な所なので、平坦部はそう思えますが上の方は人に貸すというよりは後々非農地にしてもらいたいなという話しはありました。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>相続の場合はそのままで構わないと思いますが、現在非農地に認定されそうな土地までこういった3条で良いのでしょうか。意味は判ります。高齢でとても自分で出来ないので子供にという気持ちは分かりますがどうなのでしょうか。仕方ないという事でしょうか。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>協議会に移します。 正会に返します。 外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第62号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ござい</p>

	<p>ませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第62号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第4</p> <p>議案第63号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.26につきましては、使用貸借権設定の案件で一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は名瀬朝仁新町のドラッグイレブンの信号から一つ山側に入った場所で、周りは住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>No.27につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は笠利町笠利の中学校校庭近くの農地で農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。先程の3条申請のNo.39との関連がございます。</p> <p>以上2件でございます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
2 番	<p>(西委員)</p>

農地法第5条の規定による許可申請No.26の調査報告をいたします。

借人は40歳で酒造会社に勤務しています。9月22日(金)午後4時頃朝仁新町の自宅の方で聞き取り調査をしました。借人は奥さんと子供とで朝仁新町のマンションに住んでいます。貸人は義理の母になり貸人名義の土地が隣にあるという事で、この土地を借りて其処に家を建てたいという事です。地番、面積等申請書のとおり間違いがないという事です。

9月23日(土)午後8時頃貸人の自宅の方で聞き取り調査をしました。地番、面積等申請書のとおり間違いがないという事です。

申請地は81、82ページをご覧ください。申請地の右隣が貸人の土地です。申請地の周りは住宅地で申請地は更地の状態で事前施工等はありませんでした。以上です。

15番

(吉委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNo.27について調査報告いたします。

9月20日午前10時に渡人、受人と申請地にて話しを聞く事が出来ました。受人は住宅建設が目的であり現在は借家に住んでいます。集落内の土地を探したが適当な土地がなく申請地としたとの事でした。なお、申請内容については間違いのないとの事です。

渡人は叔父であり高齢になり農業も大変なため、申請地を甥に住宅建設用地として売買したとの事でした。なお、申請書の内容については間違いなく対価等については地元の価格に合わせたとの事でした。

土地については90ページをご覧ください。1筆を分筆予定でこの二つは段差があり右手の方は低くなって柵になっています。ここは集落から少し離れていて中学校校庭の近くになります。申請地は前には住宅があり道路に面した平地で、現在は隅の方でバナナや野菜が植えられていました。申請地は第1回定例総会で農振除外申請が出され許可を受けており、事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題はないと考えています。委員の皆様のご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

4番

(榮委員)

一寸お伺いしますが、5条申請の土地取得費は100万円になってお

り、3条の方では20万円と書いてありますが、その整合性が一寸分からないのですが。

15番

(吉委員)

これは反当たり20万円という事です。ここは全体で1,016平方メートルで、3条がその内530平方メートルで段差になっていてこちらは農地として、上は宅地として5条申請をしたという事です。

4番

(榮委員)

はい、分かりました。

議長

(前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第5

議案第64号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第64号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第64号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第6</p> <p>議案第65号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>この5年9ヶ月という契約期間は中途半端ですがどうしてですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p>

この5年9ヶ月に関しては収穫の事を考えてこれでお願いしますという事で、双方で話しをしたみたいです。102ページで地目が原野になっていますがその一部を果樹園として使っているので利用権設定で載せたところ。以上です。

15番

(吉委員)

地目は原野だけれども現況は畑という事ですか。

事務局

(池次長)

一部はそうです。一部は果樹園として現況は使っているという事です。

議長

(前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第66号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には中棚委員に関する案件が含まれておりますので中棚委員の退席を求めます。

(中棚委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(朝笠利郡室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第66号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第66号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>中棚委員の着席を求めます。</p> <p>(中棚委員着席)</p> <p>日程第8</p> <p>議案第67号平成29年度加入推進活動計画の承認について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>これは平成29年度の農業者年金の加入推進活動計画でございます。</p>
事務局	<p>(勝主査)</p> <p>加入目標人数等加入推進活動計画についての説明を行う。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>名簿は配布出来ないのでしょうか。そうしないと推進するにしても誰が対象なのか、推進員の方だけ行くという形になりますので、全員に知ってもらって声掛けをしてもらった方が良いと思います。</p>
事務局	<p>(勝主査)</p> <p>後日名簿を委員の皆様には配布したいと思います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>推進するためには相手が誰か分からないでは推進出来ませんので、ここまで奄美市では加入者がゼロになっていますので、是非目標達成出来る様に頑張って戴きたいと思っています。近くに新規就農者や若手の農家さんがいましたら是非推進されて戴きたいと思っています。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第67号平成29年度加入推進活動計画の承認については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第67号平成29年度加入推進活動計画の承認については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。 これから協議会へ移します。</p> <p>・10月総会日程について</p>

正会に戻します。
以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れ様でした。

平成29年9月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

